

議案第61号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の  
給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育  
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に

改める。

第4条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。